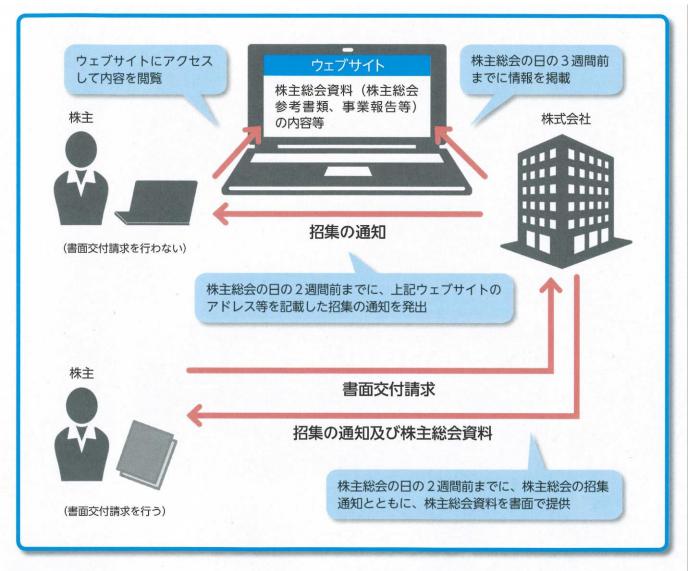
第159回 定時株主総会



株主総会資料の電子提供制度について

定款の定めに基づき、株式会 社が株主総会資料を自社の ホームページ等のウェブサイト に掲載し、株主に対し、その ウェブサイトのアドレス等を書 面により通知することによって、 株主総会資料を提供するこ とができる制度です。

*2022年より適用



報告事項 第159期 会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件



監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部(内部監査部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 旦印

常勤監査役 加藤育雄印

社外監査役 藤 沼 亜 起 印

社外監査役 奥原主一印

社外監査役 後 藤 順 子 印

以上



会計監査人の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

塩野義製薬株式会社 取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 事 務

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 池 晃一郎

指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 中澤 直 規

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結掃益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた。指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監 査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ遵切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容を解析することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものでは

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通聴し、通聴の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査 の適程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる関示項目の一部を省略した会計 の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚傷表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

- 運転計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条 第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要があ る場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の軌行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

・ 不正又は影響による重要な虚偽表示リスクを機別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び 適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な

監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

 無監書が収む見かったのに、無量に関連する行動が削りを約9%。
 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 経営者が継続企業を前提として連結計書書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査部様に基づき、継続企業の前提に関する要要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計書書類の注記事項が適切でない場合は、連結計書書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 運結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査 に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事

項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合

理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用してい

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

塩野義製薬株式会社 取締役会

EY新日本有限責任監査法人

阪 事

指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 北 池 晃一郎 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中澤 直 規

… 皇忠地 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第159期事業年度の計算書 類、すなわち、賃借対照表、掲益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状 況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書籍等の監査 における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責 任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではな

・ 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の適程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、よた、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な組貨りの兆候があるかどうか注意を

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正安当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は 誤謬による聖要な虚偽表示のない計算書類等を作成し過正に表示するために経営者が必要と判断した内部体制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

影響を受けている。 では、財務報告プロセスの整備及び運用における取締後の動籍の執行を影視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得 て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し

て以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び 適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさ せるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書 において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 筆として存続できなくなる可能性がある。

条として存成できな。なめの時にかのな。 ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含め た計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事

項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び照書要内を除去するための対応策を講じている場合又は照書要内を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している。 る場合はその内容について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

第159期 事業報告 2023年4月1日~2024年3月31日 連結計算書類および計算書類 決議事項



SHIONOGIグループの 現況に関する事項



2030年Vision

新たなプラットフォームで ヘルスケアの未来を創り出す

SHIONOGI Group Vision (2030年Vision)

- 2030年にSHIONOGIが成し遂げたいこと -

2030年Visionを実現したSHIONOGIの姿

- ・革新的なヘルスケア製品・サービスを継続的に 創出し、グローバルにビジネスを展開している
 - ビジネスモデルの拡大
 - 高利益率を維持し、パテントクリフを乗り越えて成長
- ・社会課題解決に挑戦し続け、顧客や社会に 貢献している
 - 感染症の脅威からの解放、QOLの向上、健康寿命の延伸、サステイナブルな社会保障への貢献、SDGsへの貢献
- ・専門性・人間性を休むことなく成長させている エクセレントビジネスパーソンが、それぞれの強み を活かし、新しい価値を生み出している



STS2030を改訂した戦略: STS2030 Revision

2030年Vision実現への道筋をより明確にした新たな戦略

STS2030 Revision

- Shionogi Transformation Strategy 2030 Revision -

STS Phase1 ('20 -'24)

STS Phase2 ('25 - '30)

STS Phase2 ('25 - '30)

STS Phase3 ('26 - '30)

STS Phase3 ('26 - '30)

HaaS*企業として 2030年Vision 達成



STS2030 Revisionにおける財務目標

初年度である2023年度は、STS Phase2の目標に対して順調な走り出し

	STS Phase2			STS Phase3
	2023年度(目標)	2023年度(実績)	2025年度	2030年度
売上収益	4,500億円	4,351億円	5,500億円	8,000億円
海外売上高CAGR*	_	17.4% 2022年度を起点	50% 2022年度を起点	15% 2025年度を起点
EBITDA**	1,670億円	1,887億円	2,000億円	_

^{*} CAGR(Compound Annual Growth Rate:年平均成長率)

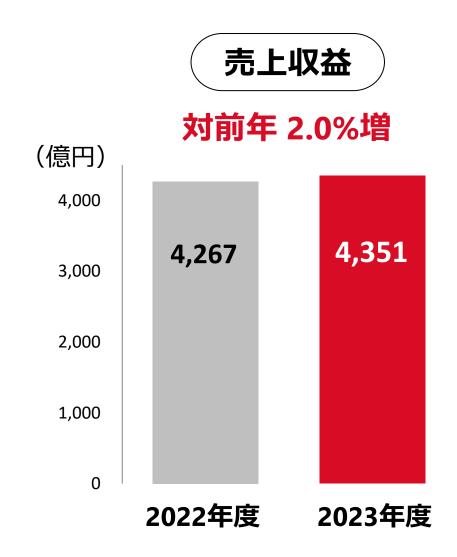
^{**} EBITDA(Earning Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization:コア営業利益に減価償却費を加えた利益)



事業の経過およびその成果



① 連結業績 - 売上収益 -



売上収益 内訳

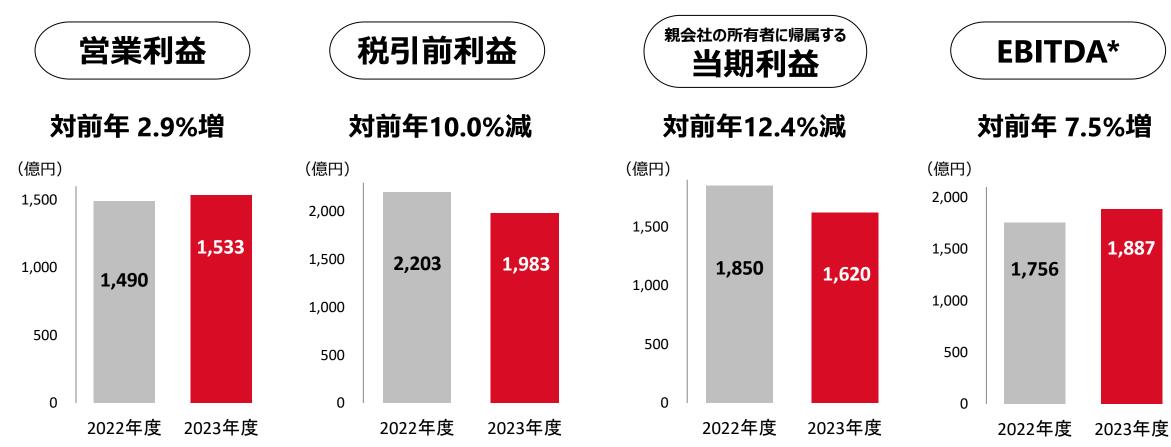
(億円)

	2022年度	2023年度	
国内医療用医薬品	1,797	1,511	
一過的な要因	1,000*	250**	
一過的な要因を除く	797	1,261	
海外子会社/輸出	425	499	
製造受託	153	176	
一般用医薬品	131	146	
ロイヤリティー収入	1,747	2,004	



① 連結業績 - 各種利益 -

売上収益および営業利益について、2期連続で過去最高業績を更新



^{*} EBITDA(Earning Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization:コア営業利益に減価償却費を加えた利益)



① 連結業績 - 資産等 -

安定的な財務基盤を維持 また、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みが進捗

連結財政状態計算書項目

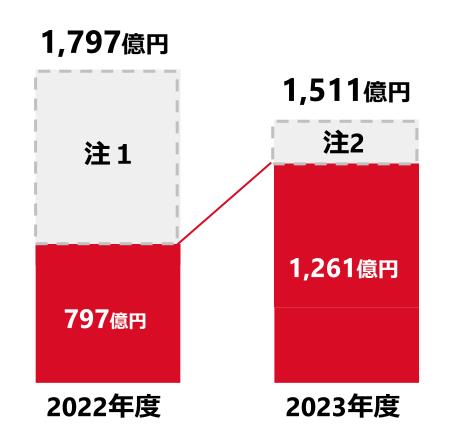
(億円)

	2022年度末	2023年度末	対前年(%)
資産合計	13,118	14,169	8.0%增
資本合計	11,219	12,526	11.6%增
負債合計	1,899	1,644	13.5%減



② 国内事業

一過的な要因を除き、国内医療用医薬品の売上増



🗒 一過的な要因

注1日本政府によるゾコーバの購入:1,000億円

注2 ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金:250億円

一過的な要因を除く売上(1) (対前年58.1%増)



感染症薬の売上

• COVID-19関連製品 + インフルエンザファミリー (対前年 698億円増)



複数の感染症薬アセットによる収益の安定化

インフルエンザ治療薬、COVID-19治療薬により安定的な収益構築を実現

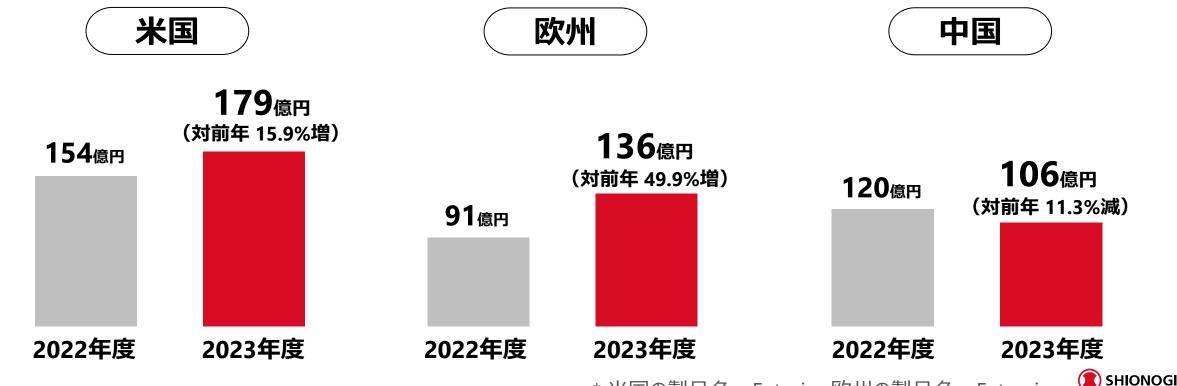




③ 海外事業

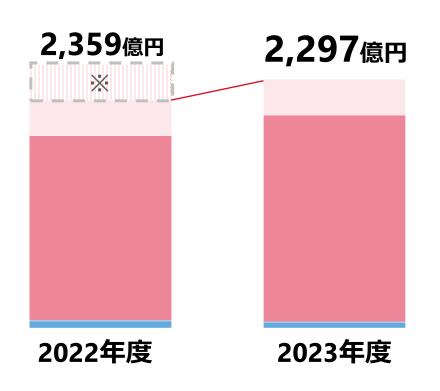
- 米国、欧州:セフィデロコル(Fetroja/Fetcroja)*の価値最大化
- 中国:新薬を軸とした新たなビジネスモデル構築に向けて進展

■ 海外子会社の売上収益



④ ロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入

HIVフランチャイズに関する堅調なロイヤリティー収入および配当金収入を受領



ヴィーブ社からのHIVフランチャイズに関する ロイヤリティー収入および配当金





配当金収入(対前年 44.6%減)



- (※) 1. 配当金の受領の期ずれにより、昨年度、配当金を1回分多く受領
 - 2. ヴィーブ社がギリアド社との特許侵害訴訟の和解金を受領したこと に伴う配当金の一時的な増加
 - その他ロイヤリティー収入 (↓)





⑤ 研究開発 - 主な研究開発の進捗 -

成長ドライバーの研究開発を積極化し、ほぼ計画通りに進展

疾患領域	プロジェクト	対象疾患	2022年度	2023年度
感染症領域	S-268019	COVID-19(起源株ワクチン)	申請	承認了承*
	S-567123	COVID-19(ユニバーサルワクチン)		非臨床試験
	S-337395	RSウイルス感染症	Phase 1	Phase 2
	S-649228	AMR**(複雑尿路感染症)		非臨床試験
	S-743229	AMR(グラム陰性菌感染症)		Phase 1
社会的影響度 の高い QOL疾患	S-309309	肥満症	Phase 2	Phase 2 投薬完了
	S-151128	慢性疼痛	Phase 1	Phase 1b
	ズラノロン	大うつ病障害	Phase 3	申請準備中
	SDT-001	ADHD	Phase 3	申請



COVID-19治療薬:ゾコーバ(エンシトレルビル)

日本における通常承認の取得

- 日本・アジアで実施したPhase 3試験の良好な結果
- 緊急承認期間中に90万人以上の安全性データを 蓄積

グローバルPhase 3試験の結果入手*

- 主要評価項目は未達だが、症状改善傾向を確認
- 優れた抗ウイルス効果、高い安全性と忍容性を確認

実施中の臨床試験

- 発症予防試験
 - COVID-19の発症抑制効果の検証
- STRIVE試験
 - 入院患者での有効性の検証
- 小児対象試験
 - 国内の小児を対象として安全性、有効性の 検証

優れた抗ウイルス効果と症状改善効果を有する経口抗ウイルス薬として、 引き続きグローバルへの提供を目指す



⑥ 生産、サプライチェーン

STS2030 Revision達成に向け、生産体制、サプライチェーン体制の強化が順調に進捗

SHIONOGIグループの成長への貢献

- ・COVID-19関連製品の生産
 - ゾコーバの一人分包装への対応
 - 組み換えタンパクワクチン生産体制の構築
- ・ニーズに応じた柔軟な生産の実施
 - ドルテグラビル(抗HIV薬)、ゾコーバなどの 感染症薬の増産

安定供給の実現に向けた取り組み

- ・鎮咳薬メジコンの増産
 - 社会のニーズに応え大幅な増産を実施
- 抗菌薬の国内安定供給
 - サプライチェーン体制の強化



対処すべき課題



STS2030 Revision達成に向けた2024年度の強化ポイント

STS2030 Revision達成に向けて、成長と投資をさらに加速

自社販売を中心とした トップラインの成長

- ・ 国内での感染症薬を中心とした販売の拡大
 - ゾコーバ、ゾフルーザの処方拡大
- ・セフィデロコルを中心とした海外事業の成長

STS2030達成に向けた 投資の加速

- ・ 欧米での自社製品の拡大に向けた販売体制の構築
 - 国内外の販売体制を一元化
- ・ グローバルで販売できる成長ドライバーの確立
- ・コーポレート機能のグローバル化と人材の強化
 - グローバルな競争を勝ち抜くための経営基盤と人材の強化

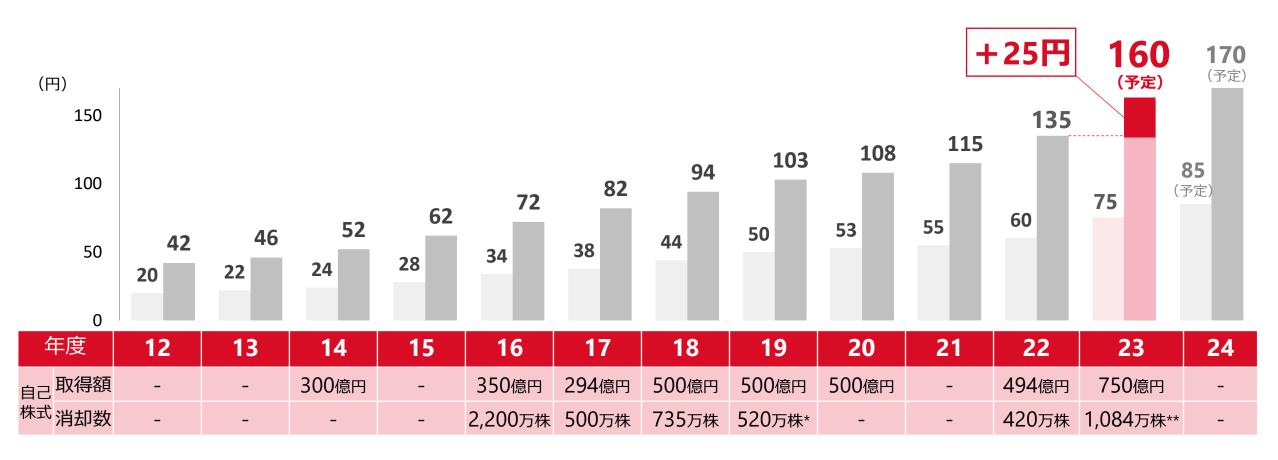


配当方針



成長をともに実感していただける株主還元政策

年間で過去最大の増配(+25円)とし、12期連続の増配を予定





将来の見通しに関する注意事項

- 本資料において提供される情報は、いわゆる「見通し情報」(forward-looking statements)を含みます。
 これらの文言は、現在における見込み、予測、リスクを伴う想定、実質的にこれらの文言とは異なる現実的な結論・結果を招き得る不確実性に基づくものです。
- それらリスクや不確実性には、一般的な業界ならびに市場の状況、金利、通貨為替変動といった一般的な国内および国際的な経済状況が含まれます。 リスクや不確実性は、特に製品に関連した見通し情報に存在します。製品のリスク、不確実性には、技術的進歩、特許の競合他社による獲得、臨床試験の完了、製品の安全性ならびに効果に関するクレームや懸念、規制機関による審査期間や承認取得、国内外の保険関連改革、マネジドケア、健康管理コスト抑制への傾向、国内外の事業に影響を与える政府の法規制など、新製品開発に付随する課題などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 承認済みの製品に関しては、製造およびマーケティングのリスクがあり、需要を満たす製造能力を構築する能力を欠く状況、原材料の入手困難、市場の 受容が得られない場合などが含まれますが、これに限定されるものではありません。
- 新しい情報、将来の出来事もしくはその他の事項により、見通し情報に更新もしくは改正が望ましい場合であっても、それを行う意図を有するものではなく、義務を負うものではありません。
- 本資料には、医薬品(開発中の製品を含む)に関する情報が含まれておりますが、その内容は宣伝広告、 医学的アドバイスを目的としているものではありません。
- 本資料は国内外を問わず、投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。
- 本資料の利用にあたっては、利用者の責任によるものとし、情報の誤りや瑕疵、目標数値の変更、その他本資料の利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

